

連載

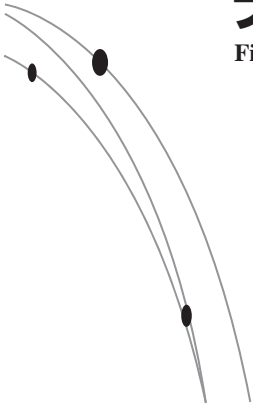
フィールド・アイ

Field Eye

フランスから——③

神戸大学 勇上 和史

Kazufumi Yugami



フランスにおける雇用の「保護」

ある土曜日の朝、週末の食材を求めて旧市街のマルシェに向かう途中、ピラ配りに出くわした。普段から無料の地方紙やイベント情報が得られるので、その日も特に気にせず手を出したが、表紙にはIMMIGRATIONやMARINE LE PENの文字。どうも政治的なピラを受け取ったようだ。マリヌ・ルペン氏は、移民排斥を掲げる国民戦線の党首であり、来る大統領選の候補者として名乗りを上げている人物でもある。ピラの内容を見ると、案の定、合法移民の停止やヨーロッパ諸国を除く二重国籍の廃止など、8項目にわたる過激な「提言」が並んでいる。明らかに移民とわかる筆者によく配るものだとあきれるとともに、フランス企業の海外移転や移民の増加といった「グローバル化」に反対し、保護主義的な主張を支持する空気が、南仏の地方都市にも及んでいることを実感した。

フランスでは、2012年4月に大統領選挙が予定されている。ル・モンド紙が1月初旬に実施した最新の世論調査では、党内の予備選を勝ち抜いた社会党のフランソワ・オランド氏の支持率が27%と、現職大統領であるニコラ・サルコジ氏への支持(23.5%)をわずかに上回っているが、先のルペン氏も21.5%の支持を得ており、他氏を含めて混戦状態にある。新聞などによれば、サルコジ政権に「失望」した右派だけではなく、社会党を含めた既存政党への不信感がルペン氏の支持に結びついているようだが、その背後に昨今のフランスの深刻な雇用情勢があることは想像に難くない。事実、労働雇用保健省の昨年末の発表によれば、2011年11月末の登録求職者数(無業で求職者中の者)は約

285万人であり、世界的な金融危機の影響もあって2007年5月のサルコジ氏の大統領就任直後からはほぼ一貫して増加を続けている。

フランスの深刻な雇用情勢の要因について、従来から経済学者を中心に議論されてきたのが、保護された期間の定めのない雇用と雇用保護の弱い期限付き雇用との二重構造である。2000年代初頭のいくつかの研究は、解雇を制限することによって雇用の消失を抑制し、期限付き雇用の雇用創出を通じて、失業の減少を図ろうとする現行の政策は、不熟練職の離職の増加によってかえって失業の増加や失業期間の長期化を招くとの結果を示しており、その失業対策としての有効性が疑問視されてきた¹⁾。その後、これらの研究は二重構造の改善に向けた具体的な政策提言に結びついている。

経済学者のカユック、クラマール両氏が2004年12月にまとめた『不安定から流動性へ——職業的社会保障に向けて』と題される報告書は、現在に至る経済学サイドからの政策提言の原点となっているようである²⁾。この報告書は、当時のサルコジ経済財政産業大臣と、ボルロー雇用労働社会統合省大臣の要請を受けて作成されたもので、特にその第4章「労働契約の一本化」では、従来のフランスにおける雇用保護の課題と新たな制度設計を詳細に論じている。

報告書は、フランスの労働契約に関する法制度を概観したうえで、その雇用保護の弱さを示すいくつかの実態を取りあげている。その1つが、法の迂回行為の存在である。例えば、期限付き雇用の活用は、一時的な代替要員を始めとする9つのケースに限定されているものの、このうち経済活動の一時的な増加や一時的な業務というケースの妥当性の判断は困難であり、企業がこの種の理由で期限付き雇用を多用することを防ぎ得ない状況にあるとされる。労働者の解雇についても、1990年代以降の十数年間で、経済的理由による解雇が一貫して低下する一方で、個人的理由による解雇が増加しており、解雇に関する複雑で厳格な手続きが、企業の偽装解雇を促し、結果として法が労働者を保護していないと指摘する。また、他の欧州諸国と異なり、整理解雇の手続きに関する労使の合意を促す仕組みがないために、解雇に関する企業内の調整が不十分となり、結果として法廷の争いに持ち込まれるケースが多くなっていることが示されている。そのうえで、労働契約に関する新たな制度が提言されている。

新たな提言の原則は2点ある。その第1は、雇用の社会的価値への配慮である。これは、企業による労働者の解雇に対して課税することにより、税収や社会保険料の減少、あるいは失業給付の増加といった解雇の社会的コストを企業の解雇の決定に組み入れるとともに、徴収された税によって労働者の職探しや再就職の権利を保障することを目的としている。第2に、現行の解雇規制は雇用消失を抑制すると同時に、雇用創出を抑制する可能性があり、若年者や女性、高齢者といった労働市場の統合が難しい層の雇用に負の影響をもたらしているとの分析結果に基づき、解雇規制そのものを緩和することを目的としている。

報告書が提言する単一労働契約 (Contrat de travail unique) は、その特徴として、①期限の定めのない雇用であり、②解雇に際して企業は労働者に解雇手当を、政府に連帯拠出を支払うこと、③この契約の署名により、個人は雇用喪失の場合の個人的支援と代替的所得が保障されること、が挙げられている。新たな制度では、被解雇者の再就職支援について企業の責任を免除し、それは解雇人数に比例して企業が負担する連帯拠出によって賄われる再就職支援サービスに委ねるとしている。つまり、不安定雇用の原因である期限付き雇用を廃止するとともに、企業に社会的コストを負担させたいという経済的理由による解雇を容易にすること、一方で被解雇者については財政的かつ組織的に裏づけられた再就職支援サービスによりその再就職権を保障するというのが、彼らの主張である。

期限の定めのない雇用の解雇規制の緩和は、その後、2005年8月に従業員数20名以下の事業所を対象に導入された新雇用契約 (Contrat Nouvel Embauche: CNE) において、期間の定めのない契約であっても、契約締結から2年間は解雇理由の説明なく解雇を可能にするという形で実現された。しかし、CNEの若年版として、26歳未満の若年層を対象 (従業員数は20名以上) とした初期雇用契約 (Contrat Première Embauche: CPE) は、周知のように全国規模の学生や労働組合の反対により、法律の成立直後に撤回されている。また、CNEについても、「労働者を正当理由のない雇用の終了から保護する」とする国際労働機関 (ILO) 158

号条約に違反する等の理由により、2008年6月に新たに採択された「労働市場の現代化に関する法律」の成立をもって廃止されている。

この新たな法律では、生涯教育などを通じた職業の社会保障というカユック・クラマール報告の雇用保護概念が強調される一方、期間の定めのない雇用と期間の定めのある雇用との二元性は維持され、前者の解雇規制の緩和を図る試みは後景に退いている。ただし、労働市場の二重構造については、フランスに限らず、近年ではスペインやイタリアといった地中海諸国でも主要な問題として提起されており、その解決策として、解雇規制を緩和した試用雇用や単一労働契約の提言が相次いでいる³⁾。

他方、地中海諸国における手厚い雇用保護は、部分的には宗教 (カトリック) に埋め込まれた文化的価値によって説明されるとする研究もあり⁴⁾、その制度変更の行方は不透明である。二重構造の解消をどのように図っていくかは、同様の問題を抱える日本にとっても示唆するところが大きく、大統領選後のフランスの動向を注視したい。

- 1) Blanchard, O. and Landier, A. (2002), "The Perverse Effects of Partial Labour Market Reform: Fixed-Term Contracts in France," *Economic Journal*, 112, F214-244 および, Cahuc, P. and Postel-Vinay, F. (2002), "Temporary Jobs, Employment Protection and Labor Market Performance," *Labour Economics*, 9, 63-91を参照。
- 2) Cahuc, P. et Kramarz, F. (2004) *De la précarité à la mobilité: vers une Sécurité sociale professionnelle*, Rapport au ministre de l'Économie, des Finances et de l'Industrie et au ministre de l'Emploi, du Travail et de la Cohésion sociale, La Documentation Françaiseを参照。
- 3) 例えば, Bentolia, S., Boeri, T. and Cahuc, P. (2010) "Ending the Scourge of Dual Labour Markets in Europe", *Vox EU.org* (<http://www.voxeu.org/>), 12 Julyを参照。
- 4) Algan, Y. and Cahuc, P. (2006) "Job Protection: The Macho Hypothesis", *Oxford Review of Economic Policy*, 22(3): 390-410を参照。

ゆうがみ・かずふみ 神戸大学大学院経済学研究科准教授。最近の主な論文に「賃金・雇用の地域間格差」(樋口美雄編『労働市場と所得分配』第12章, 慶應義塾大学出版会, 2010年)。労働経済学専攻。